



長野県報

5月31日(木)
平成19年
(2007年)
第1867号

目 次

告 示

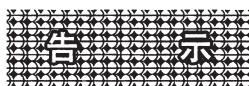
長野県議会定例会の招集（財政課）	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康づくり支援課）	2
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	2
飯田市水道局水道職員労働組合の非組合員の範囲の認定の一部改正（労働委員会事務局）	2

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（N P O活動推進課）	3
一般競争入札（情報政策課）	3
特定調達契約に係る一般競争入札（管財課）	4
長野県労働委員会の補欠委員の候補者推薦（労働福祉課）	5
争議行為の公表（労働福祉課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	6
家畜伝染病発生の報告（畜産課）	6
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農地整備課）	6
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	7
森林病害虫等防除法に基づく長野県防除実施基準の一部改正（森林整備課）	7
森林病害虫等防除法に基づく高度公益機能森林および被害拡大防止森林区域の指定の一部改正（森林整備課）	8
一般競争入札（管財課）	8
開発行為に関する工事の完了（2件）（建築管理課）	9
一般競争入札（県立病院課）	9
特定調達契約に係る一般競争入札（警務部会計課）	10
長野県知事印の新調（農業技術課）	11

訓 令

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部改正（情報公開・法務課）	11
--	----



平成19年5月31日

長野県知事 村井 仁

財政課

長野県告示第311号

平成19年6月21日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

長野県告示第312号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成19年5月31日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称

所 在 地

指定した年月日

栗が丘クリニック

上高井郡小布施町福原字久保134-6

平成19年5月23日

健康づくり支援課

選告示第40号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のとおり改正し、平成19年6月1日から施行します。

平成19年5月31日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

第28条から第32条までを次のように改める。

(在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日)

第28条 在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第23条第3

号に規定する当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙（法第33条の2 第2項に規定する統一対象再選挙をいう。以下この条において同じ。）又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 9月16日から翌年の3月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の3月16日、3月16日からその年の9月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の9月16日

(2) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第33条の2第3項又は第4項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前60日に当たる日のいずれか遅い日

(3) 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第33条の2第1項の規定により行われる場合又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同條第5項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日

2 法第33条の2第7項の規定の適用がある場合において、前項の規定の適用については、同項第1号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同條第7項の規定により読み替えて適用される同條第2項に規定する遅い方の事由」と、同項第2号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同條第7項の規定により読み替えて

適用される同條第3項又は第4項に規定する遅い方の事由」と、同項第3号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同條第7項の規定により読み替えて適用される同條第1項又は第5項に規定する遅い方の事由」とする。

(在外投票を行う期日前投票所の告示の様式)

第29条 政令第65条の13第3項の規定による告示は、様式第26号によりするものとする。

第30条から第32条まで 削除

様式第26号中「(第28条関係)」を「(第29条関係)」に改める。

選挙管理委員会

長野県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、平成19年5月23日、飯田市水道事業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する飯田市水道職員労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定したので、平成10年長野県地方労働委員会告示第1号（飯田市水道局水道職員労働組合の非組合員の範囲の認定）の一部を次のように改正します。

平成19年5月31日

長野県労働委員会

表中「

	課長	
--	----	--

」を「

	課長 専門幹	
--	-----------	--

」に改める。

労働委員会事務局